

女川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第Ⅰ期）

平成 28 年 4 月 1 日
女 川 町 長
女 川 町 議 会 議 長
女 川 町 教 育 委 員 会
女 川 町 選 挙 管 理 委 員 会
女 川 町 監 査 委 員

女川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、女川町長、女川町議会議長、女川町教育委員会、女川町選挙管理委員会、女川町監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事担当者等を構成員とした組織を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況等の達成状況の点検等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標及び目標を達成するための取組

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり各部局共通の目標を設定する。また、目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この目標及び取組は、東日本大震災による執務体制への影響を考慮し、第Ⅰ期計画の間、本町として取り組める範囲のものとする。

目標 1 : 女性職員の働きやすい環境整備のため、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 25 年度～平成 27 年度の平均取得率約 21%から、平成 31 年度までに、30%程度までの引き上げるよう努める。

取組 1 : 国民の祝日等とあわせた年次休暇（連続休暇）の取得等、定期的に各職員へ年次休暇の取得推進を働き掛ける。

目標 2 : 年間時間外勤務の総時間数について、平成 25 年度～平成 27 年度の平均年間時間数約 200 時間を、平成 31 年度までに、100 時間程度まで引き下げるよう努める。

取組 2 : 課・局ごとの時間外勤務の状況及び特に多い職員の状況を把握し、事務処理の改善等についての指導及び管理職への勤務体制等の改善等を促す。

目標 3 : 平成 28 年 4 月 1 日現在における、管理職級（課長・参事）の女性職員の割合約 13%から、平成 31 年度までに、30%程度まで引き上げるよう努める。

取組 3 : 課長補佐及び主幹級の女性職員に対し、積極的に研修を受講させる等、管理職となるべき職員育成を図る。

目標 4 : 女性職員の育児休業の取得について、平成 25 年度～平成 27 年度の取得率 100%を、平成 31 年度まで継続するよう努める。

取組 4 : 対象となる女性職員に対し、継続した制度利用の周知を図るとともに、当該制度の利用可能な職務環境の整備を図る。

目標 5 : 男性職員の育児休業の取得について、平成 25 年度～平成 27 年度の取得率約 7%を、平成 31 年度までに、50%程度まで引き上げるよう努める。

取組 5 : 対象となる男性職員に対し、育児部分休業を含めた更なる制度利用の周知を図るとともに、当該制度の利用可能な職務環境の整備を図る。